

## 1 基本理念といじめの基本認識

### （1）基本理念（いじめ防止対策推進法第3条より）

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （2）いじめの基本認識

本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「上美生中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）と

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 「いじめの特質」

以下の特質を全教職員で共通認識し、「いじめ問題」に取り組む。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。

- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ 不用意な言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築くことができた場合等、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも可能であるが、このような事案であっても「いじめ」に該当するため、情報共有を図って対応することが肝要である。
- ⑩ 「けんか」や「ふざけ合い」、ささいに見える行為であっても、背景にある事情の調査を丁寧に行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

#### 4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

#### 5 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条より）

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者・地域住民・児童相談所等の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

#### 6 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条より）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

## 7 道民及び事業者の役割

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

## 8 いじめ対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条より）

(1) 名称：「上美生中学校いじめ対策委員会」（特別委員会）

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議会、PTA三役

(3) 会議：4月（計画会議）、3月（反省会議）、1, 2学期末（その他必要に応じて開催）学校運営協議会とPTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて出席を要請する。

\*状況によっては関係機関と連携を図り、助言・指導を仰ぐ。（スクールライフ・アドバイザーやゆうゆう指導員、スクールカウンセラー等の活用）

(4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、以下のとおりとする。

教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭

\*「いじめ対応チーム」は、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処することを目的にした組織とし、状況によって、指導部員や副担任、教科担任、特別支援コーディネーター部活動顧問もチーム構成員となる。

## 9 いじめの未然防止と早期発見のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をする 것도「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

### (1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが必要です。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通じた予防的・開発的な取組を計画・実施する必要があります。

#### ① 生徒や学級の様子を知るために

##### ア. 教職員の感性や気づき

生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性や気づきを大切にする。

#### イ. 生徒の実態把握

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。

#### 【主な取組や手立て】

- (1) いじめアンケート調査の実施
  - ・いじめの早期発見のアンケート調査を「無記名」で実施する。（6月、11月）
  - ・いじめについての詳細な情報を得る。
- (2) 観察による情報収集
  - ・学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。
- (3) 教育相談週間の実施（6月、11月）
  - ・事前に学校生活（生活・学習・友達関係など）に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。
- (4) 学校風土調査調査、自尊感情測定尺度の実施と活用
  - ・調査結果を学年間で交流する。また、校内研修に活用する。
- (5) 生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動を推進する。（生徒会活動、道徳等）

#### ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

##### ア. 生徒たちのよきモデルとなり信頼される教職員

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒のよきモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。

##### イ. 心が通い合う教職員の協力協働体制

教職員の共通理解による、温かい学級経営と教育活動を学年や学校全体で展開する。互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気を作る。

##### ウ. 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事の実施

「こんなに求められた」「人の役になった」など、他者と関わる機会を工夫し、それぞれが違いを認め合う仲間づくりを大事にする。また「認められた」という自己肯定感につながる教職員の温かい声かけを大切にする。

##### エ 全校会議の開催

学校の「いじめ防止基本方針」に基づいて行われる「いじめ問題への対応」が、よりふさわしい方法で行われるよう適宜協議し共通理解を図る。

## 【主な取組や手立て】

### (1) 休み時間、昼休みの監督方法の改善

- ・休み時間や昼休みの時間に生徒たちと教師が過ごす時間が多いほど、いじめがおきづらいという結果があることを念頭に置き行動する。
- ・教職員が体育館や図書館、教室などを適度に見回り、暴力行為や嫌がらせなどに迅速に対応する環境をつくる。

### (2) いじめ防止リーフレットの発行

- ・いじめをなくすための学校の考えや取組等を家庭や地域に周知するとともに、いじめ発見のチェックポイントなどの情報を提供することで、学校と一体となったいじめ防止の取組への理解を図る。

### (3) 教育相談体制の整備

- ・生徒への教育相談とともに、保護者の相談にも適切に対応する。相談内容によってはスクールライフアドバイザーとの連携も考慮する。
- ・必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集などに努める。

### (4) 全体会議の開催

- ・学校の「いじめ対策委員会」で協議したことを教職員全体に周知し、共通理解を図る。

### (5) 相談窓口の積極的な周知

- ・いじめだけにかかわらず、ヤングケアラー、LGBT等、子どもの悩みの多様化に対し迅速に対応するため、「おなやみポスト」や各種相談窓口の活用を積極的に周知する。

## (2) いじめの早期発見

いじめは早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

### ① 教職員のいじめに「気づく力」を高める

#### ア. 生徒の立場に立って

教職員は人権擁護の視点を磨き、生徒の言葉や気持ちを幅広く受け止め、様々な立場に立って子どもを守る姿勢を貫く。

#### イ. 生徒を共感的に理解する

子どもの些細な言動から、表情の裏にある心を敏感に感じ取れるような感性を高め、気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

### ② いじめの態様の理解

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

### ③ いじめをなくすための生徒の主体的な取組

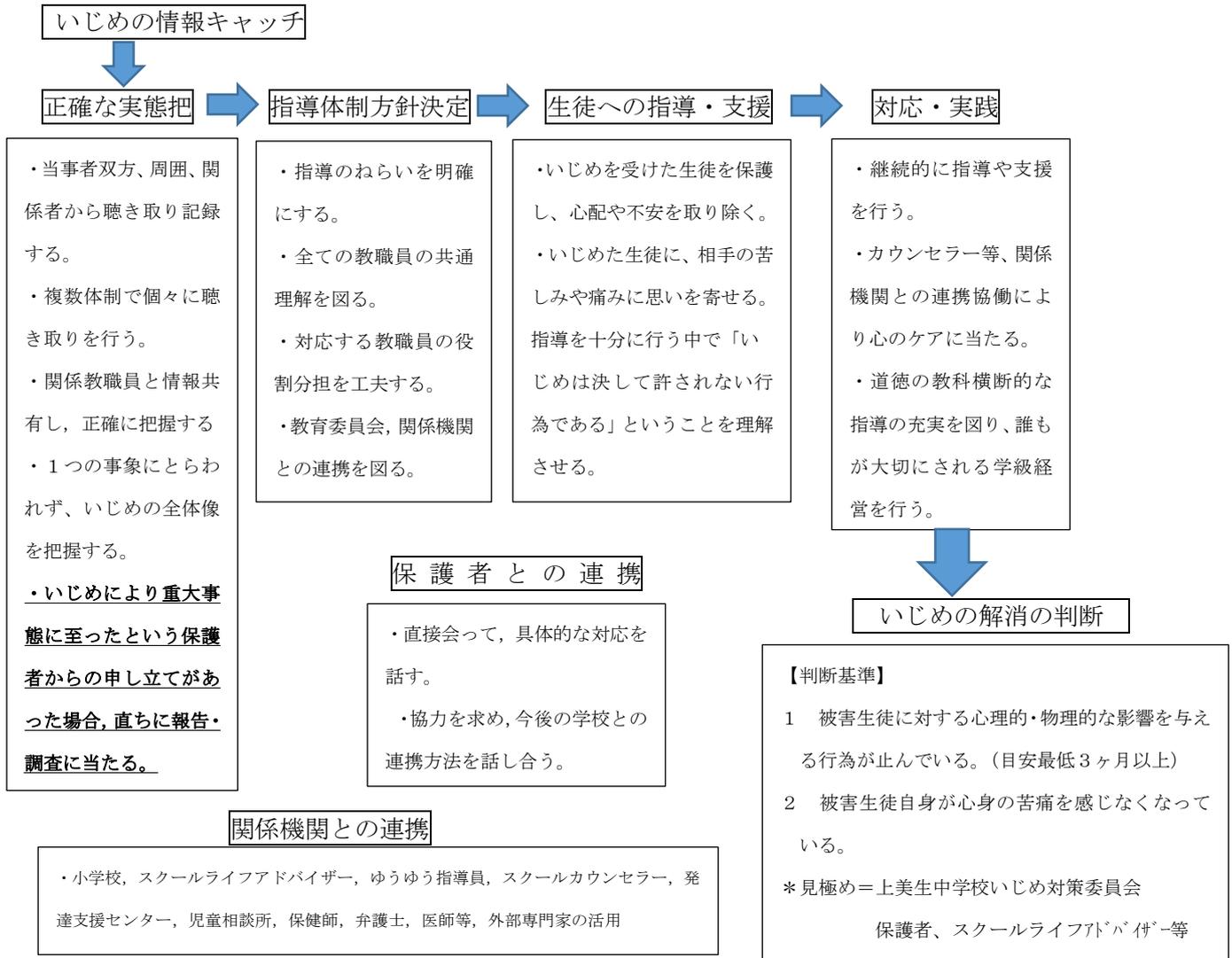
生徒がいじめ問題について主体的に考え、行動することで、いじめは人として絶対に許されないことであることや、社会性や規範意識、人権尊重の意識を身に付けさせることができる。

- ・異年齢や異学年との交流活動や体験活動を通して相手を思いやる心を育成する。
- ・生徒会が主体となり全校的な活動の充実を図る。

## 10 いじめの早期解決に向けての取組（早期対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめ再発防止対策について日常的な計画を立て、生徒に対して、継続的な指導と見守りが必要である。

### (1) いじめ対応の基本的な流れの明確化



### (2) いじめ発見時の緊急対応

- ① いじめられた生徒、いじめを知らせてくれた生徒を守る。
- ② 事実確認と情報の共有に努める。

### (3) いじめが起きた場合の対応

- ① いじめられた生徒に対して
- ② 周りの生徒に対して
- ③ いじめた生徒に対して
- ④ 全教職員による継続した指導
- ⑤ 関係機関との連携協働

### 【主な取組や手立て】

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針を説明する。町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内の組織的な指導体制を明確にする。
  - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ
  - ・ 対応策の検討
  - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) 迅速に事実を確認し、情報を整理する。
- (4) 組織的な解決策、をもとに継続的に指導する。
  - ・ 被害生徒への面談
  - ・ 加害生徒への指導
  - ・ 事実を把握していた生徒への指導
  - ・ 被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
  - ・ 教育相談体制の強化
  - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は教頭を窓口に一本化し、公開できる情報を整理、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会の指導・助言を仰ぐ。

## 1.1 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法などの習得を目的に校内研修の実施
  - ・ 「生徒指導交流会」の開催（年3回）
  - ・ いじめ事案に関する校内研修（事例研究・グループ協議を入れた研究）の実施
  - ・ 学校風土調査、自尊感情測定尺度の結果を活用した校内研修の実施
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報を教職員の共有する。

## 1.2 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
  - ・ 教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。（別様の活用）
  - ・ 言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人とかかわる能力を高める。
  - ・ いじめの芽を早期に摘み取るように努める。
- (2) 道徳教育
  - ・ 道徳授業を主軸とし、教科・学校行事等、全教育活動で教科横断的な組織的取組により、心の教育を充実させ、子どもの道徳的実践力を育成する。
  - ・ 自然体験学習・農業体験学習など、子どもの主体的な体験活動により、豊かな情操や道徳性の育成を図る。
- (3) 特別活動
  - ・ 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止に寄与する。
- (4) 総合的な学習の時間
  - ・ キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動の充実を図る。
  - ・ 学校運営協議会、PTA等、との関わりを通じ、社会的視野を広げ、他者理解を深める。

## 1.3 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルに基づき、短期間で検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

#### 1.4 保護者・地域への情報提供

- ・基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介・周知し、理解と協力をえる。
- ・必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、安心・安全な学校づくりにへの理解を求める。

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「上美生中学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明（参観日・PTA総会等） いじめ対策委員会① 生徒指導交流会①
5月	いじめの学級指導 生徒会による自主的活動
6月	いじめアンケート調査① 教育相談週間① 学校風土調査実施① 生徒指導交流会②
7月	いじめ対策委員会②（中間評価） 学校運営協議会① 参観日（全体懇談）での保護者への説明
8月	
9月	学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）①
10月	
11月	いじめアンケート調査② 教育相談週間② 学校評価（自己評価） 学校風土調査実施②
12月	いじめ対策委員会③ 学校運営協議会② 生徒指導交流会② 参観日（全体懇談）での保護者への説明
1月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）②
2月	生徒指導交流会③ 参観日（全体懇談）での保護者への説明
3月	いじめ対策委員会④（全体反省・見直し） 学校運営協議会③

#### 1.5 いじめ対策年間プログラム ＊学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施する。

##### (1) 学校での取組

##### ① アンケート調査

- ア. いじめ防止プログラムの起点とする。
- イ. いじめの実態について詳細に把握する。
- ウ. 生徒間の暴力の有無や教師との関係を把握する。
- エ. いじめの被害状況や発生場所等の情報を得る。

##### ② 全体会議

- ア. 学校に属する生徒、教職員等がいじめを減らす確認と取組を行う。
- イ. 学校で行われるいじめ根絶対策についての議論により、対策の検証・改善を図る。
- ウ. 生徒会の主体的な取組として、対策を講じる。

##### ③ いじめ防止リーフレット発行

- ア. 生徒向けや家庭向けのリーフレットによって、保護者・地域・学校が連携・協働した取組を推進する。

## (2) 学級単位での取組

### クラスのルールづくり

学級活動において、より良い人間関係について対話的な学びの場を設ける。このような日常的な取組により、集団の道徳的価値観が醸成され、社会性が高まる。

## 1.6 いじめ早期発見のためのチェックリスト

- いじめへの対処方針等について学校全体で確認している。
- 参観日や懇談会等においていじめの問題について保護者と協議する機会を設けている。
- いじめへの学校の対処方針や指導計画を家庭や地域に向けて公表している。
- いじめ問題に関わる校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施している。
- 教育相談を実施し、生徒相互の関わりについての情報を得ている。
- 生徒がいじめ根絶について主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロールを実施している。
- 生徒向けに「ネット上のいじめ」に関わる学習会を実施している。
- 「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施している。